

## 議案第49号

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約  
の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、多久小城医療組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させること及び神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合を退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月6日提出

基山町長 松田 一也

### 提案理由

組織団体の数の増減に伴う組織規約の変更を行う際には、関係地方公共団体の協議によりこれを定め県知事の許可を受けることとなっており、その協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。

令和3年12月16日原案可決

別紙

佐賀縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約（案）

佐賀縣市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「佐賀県東部環境施設組合」を「佐賀県東部環境施設組合 多久小城医療組合」に改める。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「佐賀県西部広域環境組合」を「佐賀県西部広域環境組合 神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合」に改め、同表第3条第7号に関する事務の項中「佐賀県東部環境施設組合」を「佐賀県東部環境施設組合 多久小城医療組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。